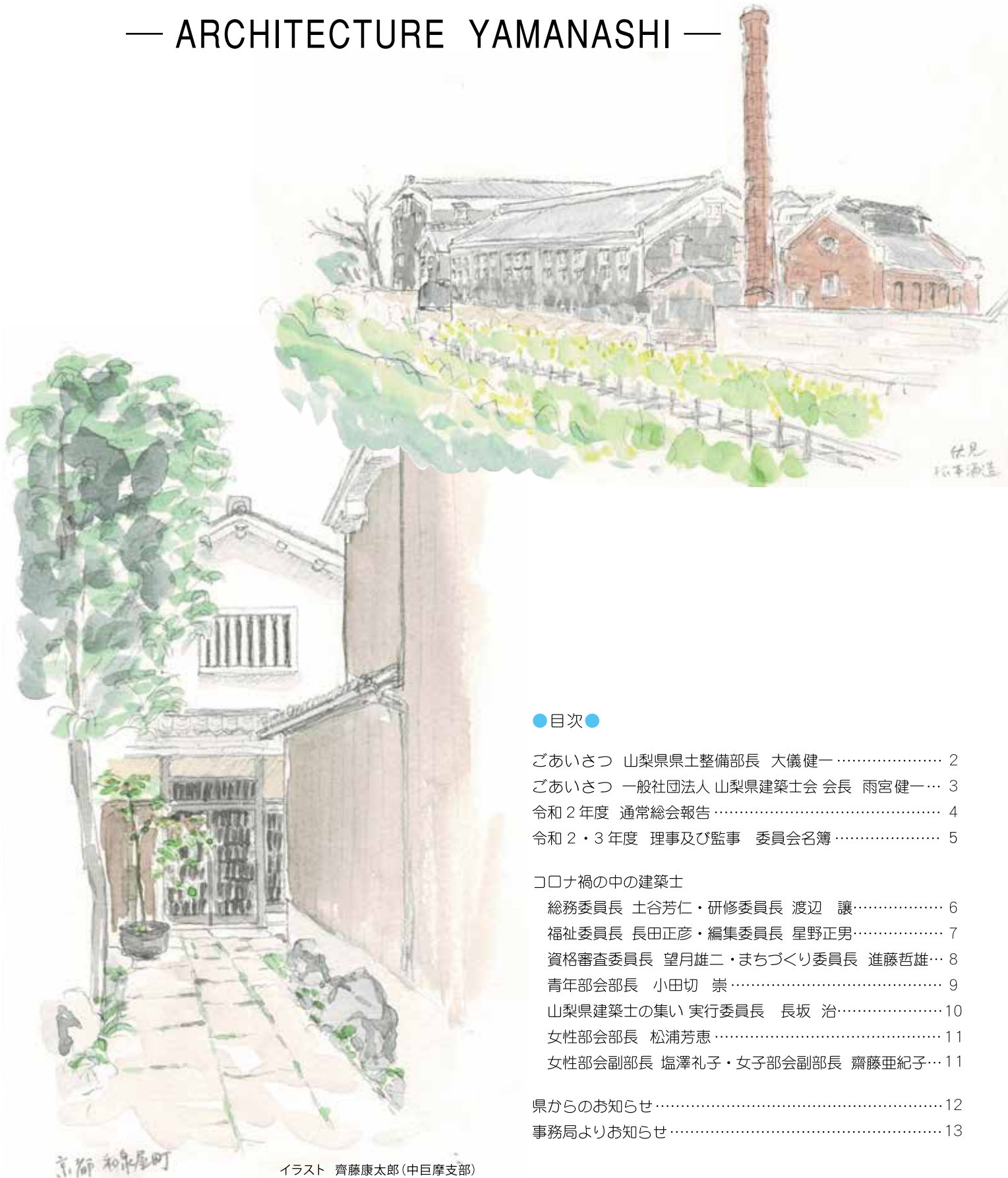


建築士 やまなし

No.78

— ARCHITECTURE YAMANASHI —



●目次●

ごあいさつ 山梨県県土整備部長 大儀 健一	2
ごあいさつ 一般社団法人山梨県建築士会 会長 雨宮 健一	3
令和2年度 通常総会報告	4
令和2・3年度 理事及び監事 委員会名簿	5
コロナ禍の中の建築士	
総務委員長 土谷 芳仁・研修委員長 渡辺 譲	6
福祉委員長 長田 正彦・編集委員長 星野 正男	7
資格審査委員長 望月 雄二・まちづくり委員長 進藤 哲雄	8
青年部会部長 小田切 崇	9
山梨県建築士の集い 実行委員長 長坂 治	10
女性部会部長 松浦 芳恵	11
女性部会副部長 塩澤 礼子・女子部会副部長 齋藤 亜紀子	11
県からのお知らせ	12
事務局よりお知らせ	13

京師 和泉屋町

イラスト 齊藤康太郎(中巨摩支部)

ごあいさつ

山梨県県土整備部長

大儀 健一



残暑の候、一般社団法人山梨県建築士会の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から建築物の防災対策や景観に配慮したまちづくりなど、本県の建築行政推進の様々な場面において御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活に大きな影響を与えており、「新たな生活様式」も徐々に浸透しつつありますが、いまだ収束の糸口が見えない状況にあります。そこで本県においては、「超感染症社会」への移行に向けた戦略「やまなしグリーン・ゾーン構想」をスタートし、しっかりと感染症予防対策が講じられた飲食店や宿泊施設などに対して、新たに認証を付与し、消費者に分かりやすく示す仕組みを構築しました。また、この認証の取得を促進するため、県土整備部においては、小規模事業者の皆様が行う感染症予防対策のための設備改修に要する費用の一部を補助する「新しい生活様式推進設備改修等支援事業」を創設しました。本事業を活用し、より多くの方が認証を取得し、感染症に強い社会が実現できるよう、建築設計業務等を通じてのPRや相談など、建築の専門知識を持つ建築士会の皆様方のお力を貸していただけますよう、よろしく願いいたします。

一方、本県では、空き家率が全国ワースト1という状況にありますが、本年度からの新たな取り組みとして、民間事業者が行う空き家を活用したビジネスを積極的に取り入れることとしたところであり、効果的な空き家対策を進めるため、本年4月に県庁内に民間事業者向けの相談窓口を設置しました。地域活性化につながる空き家を活用した民間ビジネスを県が認定するとともに、市町村と連携しながら、事業者へ空き家の情報等を提供し、所有者とのマッチングを図ることとしております。さらに、こうしたビジネスに空き家を提供する所有者が、改修工事を行う場合には、その費用を補助する制度を本年度立ち上げました。

貴会におかれましては、引き続き、市町村が主体となって行う空き家対策等に御協力のほどお願い申し上げます。

建築士の皆様には建築技術者として、よりよい建物づくりやまちづくりに御尽力、御活躍をいただくとともに、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するために、今後とも御協力をお願いいたします。

結びに、山梨県建築士会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を御祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ

一般社団法人 山梨県建築士会

会 長 雨 宮 健 一



よもやこのような、世界史に残る歴史的出来事の一つの中に、自分の身を置くとは考えも及びませんでした。まったく先が見えません。コロナ禍のなか、こんな言葉が脳裏を掠めます。

「一燈を提げて暗闇に行く、暗闇を憂うことなかれ、ただ一燈を頼め」と、佐藤一斎の「言志四録」の一節です。「一張の提灯を下げて暗い夜道に行くも怖がることはない。ただ自分の足元を照らすその一つの灯りを頼りにして歩き進めばよい。」と、どんなに先が見えないような窮地に陥ったような場合でも、嘆き悲しんだり、惑うことなく自分自身の生き方、志を信じて進めばよいのだという意味が込められています。当会の私に取りまして、一燈の明かりは皆様であり、又私個人や皆様にとりましては、一燈の明かりは仲間や家族では無いでしょうか、お互いを信じ合って先に進む以外に道はないと思います。必ず夜明けは来ます。自信をもって先に進みましょう。

この全世界を覆う新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、建築士の会員の皆様方には大変なご不便をお掛けしているところです。建築士定期講習や監理技術者講習は、2月末から6月まで中止となり、3月末の理事会は書面による決議となりました。また、4月中旬の建築士試験申し込み対面受付も取りやめとなり、7月5日・12日の2週続けて行う試験会場の山梨学院大学は9月末まで貸し出し禁止となり、甲府工業高校に変更し、一クラス20名以下で行われました。建築士法改正後初の試験です。令和2年度の建築士試験から、試験を受けやすくするため受験に必要な条件とされていた実務経験が、試験合格から実務経験を経て、建築士として登録されることになりました。即ち、大学の建築学科で指定科目を修めて卒業すれば、直ちに一級建築士を受験

できるようになります。また、工業高校で指定科目を修めて卒業すれば、直ちに二級建築士を受験できるようになります。二級建築士試験に合格した後、実務経験2年で二級建築士免許を取得すれば、最短二十歳で一級建築士試験を受験できます。その後実務経験を4年積むことで一級建築士の免許を受けることが出来ます。設計製図試験のタイミングも緩和されました。令和2年度からの学科試験に合格した方は、その年を含めて、5年以内に実施される設計製図試験のうち、3回を任意に選択して学科免除で受験することができるようになります。例えば、令和2年の学科試験に合格し体調不良で設計製図試験を欠席した場合、令和3年～6年の4年間のうち3回は設計製図試験について学科免除で受験することが可能になりました。受験生を始め、会員、役員の方々には、改正後初の試験で大変ご不便ご迷惑をお掛けしました。

更に、5月の連休明けの理事会及び5月末の総会予定会場は貸し出し禁止となり、6月に予定変更した理事会も書面決議による開催となりました。そして、令和2年度通常総会が、会場を変更し6月18日山梨県立中小企業人材開発センターでの開催となりました。マスクの着用はじめ3密とならないよう、施設を利用する際には、窓を開放しソーシャルディスタンスを確保するよう席を離しての開催でした。そのような中、定款に従い会員各位のご推挙により、会長に再任されました。私は歴代の会長諸賢には遠く及ぶべくもありませんが、幸い優秀な役員諸兄、並びに勤勉な事務局職員に恵まれております。私に出来る最善の力を士会の運営に尽くす覚悟で歩みたいと思っています。どうか会員各位におかれましてもご指導ご鞭撻と同時に、一層のご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年度

通常総会報告

令和 2 年 6 月 18 日(木) 14 時 00 分より甲府市大津町 2130-2、山梨県立中小企業人材開発センター 3 階視聴覚室において、令和 2 年度通常総会を正会員 1,055 名中 656 名(委任状 606 名出席者 50 名)の出席を得て開会した。

(総会は、一般社団法人山梨県建築士会 定款第 22 条の規定により、正会員の 3 分の 1 以上(351 名)に達したので開会は有効とする。)

はじめのこたばを副会長 渡辺 譲君が述べ、物故会員の黙祷、会長あいさつを会長 雨宮 健一君が述べた。

次に、各支部より推薦された諸氏、甲府支部 田邊佳子君他 8 名(下表)に対し会長より感謝状と記念品の贈呈が行われた。

続いて、令和元年度関東甲信越建築士会ブロック会の優良建築物表彰をされた甲府支部の株式会社早野組一級建築士事務所 砂田 賢一君へ、雨宮 健一会長より賞状の伝達がされた。

次に、来賓 2 名を紹介し、山梨県建築士事務所協会の佐野 正秀会長より祝辞をいただき、公益社団法人日本建築士会連合会の三井所 清典会長からの祝電を披露し、議事に入る。

議事に入る前に、一般社団法人 山梨県建築士会 定款第 20 条の規定により、会長 雨宮 健一 君が議長となる。

続いて、議長より、定款第 24 条第 2 項の規定により、議長が議事録に署名する旨を説明し、承諾を得た。

議事に入り、第一号議案「令和元年度事業報告承認の件」並びに第二号議案「令和元年度収支決算報告承認の件」の両議案を一括上程し、事務局より説明があった後、監事の初鹿 和久君より「厳正且つ適正に処理されている」旨の監査報告がなされ、議長が議場に諮ったところ全員異議なき旨の声があり、承認可決された。

次に、第三号議案「役員を選任に関する件」について、事務局より、6 月 3 日付で理事全員からの書面による同意が得られた書面決議により令和 2 年度・3 年度の理事 38 名及び監事 2 名の候補者が選出された旨の説明があり、議長は理事及び監事の役員候補者全員を一括して採決することについて議場に諮ったところ異議なき旨の声があり、議長は一括採決が承認されたと宣言し、可否を諮ったところ、全員異議なく承認された。なお、被選任者はその就任を承諾した。

続いて、議長は定款第 26 条第 2 項の規定により、会長及び副会長は理事会の決議により理事の中から選定す

ると規定されているため、これから理事会を開催することを宣言し、選任された理事、監事も異議がないことから別室にて理事会を開催するため、議場に新役員による理事会の間、暫時休会を宣言した。(休憩: 15 時 00 分 ~ 15 時 15 分)

事務局より、次のとおり理事会の選定結果を報告した。

会長 雨宮 健一君
副会長 渡辺 譲君、望月 雄二君、
長田 正彦君、土谷 芳仁君

なお、定款第 25 条第 3 項の規定により、会長は一般社団法人等に関する法律に規定する代表理事、副会長 4 名は同法第 91 第 1 項に規定する業務執行理事として報告した。

続いて、会長及び副会長を代表し、会長 雨宮 健一君が就任あいさつをした後、議事の再開を宣言した。

次に、第四号議案「令和 2 年度事業計画報告の件」並びに第五号議案「令和 2 年度収支予算報告の件」について、事務局より説明が行われ、全員異議なく原案通り承認された。

次に、第六号議案「令和 2 年度終身会員の同意の件」について、事務局より、3 月 25 日付で理事全員からの書面による同意が得られた書面決議により選出された終身会員の同意を求めたところ、全員異議なく承認され、議長は議事進行に対する協力を謝して議長席を降りる。

議事が終わり、副会長 望月 雄二君がおわりのこたばを述べ、ここに令和 2 年度通常総会は、15 時 30 分盛會裡に無事閉会した。

令和 2 年度 感謝状贈呈者氏名 (敬称略)

氏 名	所属支部
佐野 晃通	甲府支部
田邊 佳子	甲府支部
中込 康次	中巨摩支部
雨宮 眞司	塩山支部
若狭美穂子	石和支部
磯野 澄也	市川支部
該当者なし	身延支部
該当者なし	韮崎支部
池上 正秀	北富士支部
山中 健二	大月支部
渡辺 省三	都留支部

令和2・3年度 理事及び監事

(敬称略・五十音順)

会 長	雨宮 健一			
副会長	渡辺 讓	望月 雄二	長田 正彦(甲府)	土谷 芳仁(会計)
理 事	秋山 昭	網野 淳也	白井 久(都留)	大澤 光彦
	小田切 崇(青年部)	小田切 浩	勝村 公二(塩山)	河西 聡
	河西 敬史	久保 正樹	久保寺 淳	小池 悟(北富士)
	坂本 一春(韮崎)	佐々木幸一	佐藤喜美男(石和)	佐野 晃通
	高相 正樹	田中 一史(身延)	丹沢 浩己	利根川康夫
	内藤 清仁(中巨摩)	長澤 浩正	中村 春彦(大月)	羽田 咲夫
	保坂 昌司	松浦 芳恵(女性部)	松木 謙	松坂 裕二
	松野 範子	若狭美穂子	渡井 攻	渡邊三七登
	渡辺 善文(市川)			
監 事	小林 一夫	初鹿 和久		

令和2・3年度 委員会

◎委員長 ○副委員長 (敬称略)

【総務委員会】

◎土谷 芳仁 ○秋山 昭 新谷 憲司 小田切 浩
 佐野 晃通 代田 一郎 堤 美鈴 利根川哲也
 保坂 昌司 渡井 攻

【研修委員会】

◎渡辺 讓 ○進藤 哲雄 秋山 洋一 網野 隆明
 大澤 光彦 小田切 崇 初鹿 和久 松坂 裕二
 丸茂 邦仁 若狭美穂子

(連合会まちづくり委員会)

まちづくり委員長：進藤 哲雄 景観まちづくり部会員：丸茂 邦仁
 防災まちづくり部会員：小田切 崇 歴史まちづくり部会員：網野 隆明
 街中まちづくり部会員：秋山 洋一 福祉まちづくり部会員：若狭美穂子

【福祉委員会】

◎長田 正彦 ○佐々木幸一 網野 淳也 金井 一憲
 久保 正樹 小池 悟 佐藤喜美男 高相 正樹
 羽田 咲夫 松野 範子

【編集委員会】

◎星野 正男 ○小林 進 金丸 勝仁 河野 広
 丹沢 浩己 長坂 治 中澤 幸子 名取あき子
 山根 健司 和田 之男

【資格審査委員会】

◎望月 雄二 ○河西 聡 久保寺 淳 田邊 佳子
 利根川康夫 星野 幸美 松浦 芳恵 望月 喜二
 山崎 宗彦 渡邊 智彦

～コロナ禍の中の建築士～

総務委員長

土谷 芳仁



令和2年度通常総会に於いて総務委員長を再任いたしました。前期2ヶ年において何をしてきたのだろうと思いついても、これと言ってやったな～と実感するものがないままに任期を迎えてしまいましたが、建築士会存続に係るいくつかの問題点が切羽詰まっていることが見えてきました。

財政難、会員減少、高齢化、等々の問題が山積しており、その多くは連鎖しています。不謹慎な話になりますが、物故会員数より若年層の新規会員が少ないことから高齢化が年々進み、会員絶対数が減少して会費収入が減少しているにも関わらず、会費収入のない終身会員の割合が大きくなり財政難になる。会員の年齢層の分布は、逆ピラミッドを超えて、Ai分布の様相を示しています。この10年で2/3にまで減少してしまった会員数を今後維持していかないと団体として成立できず破綻してしまうのではないかと、中国の一人っ子政策の行く末を体感しているようで恐ろしくなります。会員の減少が会費収入の減少に直結し、会費収入の減少が士会活動の低下を招き、活動の

低下が士会の魅力の低下に繋がる。魅力の低下が会員の減少を生むという、“負のスパイラル”に陥っています。

日本建築士会連合会では、「会員増強に向けた提言」を発して、施策を打ち出しています。その提言の1つに「会員一人一人による新規会員勧誘の促進」として、「新規会員の会費に応じたインセンティブを勧誘者に支給する制度を設ける」等々があります。また、試験制度の改正により試験合格後の実務経験期間(免許証交付までの数年間)を「プレ会員(準会員相当)」として入会者にインセンティブを与えて入会を促す手法を検討しております。

10年以上前から“電子会議”とか“インターネット会議”とか騒いだ割に一向に進まなかった会議手法が、中国湖北省武漢市に端を発した“新型コロナウイルス(COVID-19)感染流行”により社会活動を制限されると、“Zoomミーティング”や“テレワーク”と、一気に加速浸透しています。コロナ感染による活動制限は数年続くとも言われておりますが、ピンチをチャンスに変えて今後の活動を継続して行きましょう。

研修委員長

渡辺 讓



今期、雨宮会長より研修委員長を仰せつかりました。よろしく願いいたします。

山梨県建築士会では建築士法の規定により行われる建築士定期講習・国交省法定監理技術者講習・建築士が行う既存住宅状況調査技術者講習を運営しており、当委員会の主要業務となっています。また、日本建築士会連合会にまちづくり委員会が組織されており、本県建築士会では当委員会が所属となっています。今期は建築士個人の研修はもとより、建築士会各支部・青年部・女性部の方々との連携による組織的な研修ができればと思っております。まちづくり委員会の5つの部会「防災・歴史・景観・街中(空き家)・福祉」の情報を広く、分かり易く伝え、地域各々の特性に合ったアクションへの提案を目指します。建築士会にとって、建築士のまちづくりに係わる業務によって地域に貢献するこ

とが目標であり、人材養成と共に業務に繋げる仕組み作りも課題となっています。会員の皆様と一緒に考えたいと思います。

未曾有のパンデミックとなってしまった新型コロナ禍。ワクチンや治療薬が開発されるまで長期の対策が必要であり、自分のできる貢献をすることが求められています。建築士として、コロナに負けない環境・空間づくりへ取り組むことが必要でしょう。一人の力ではなく多くの建築士が英知を持ち寄り、この災難に立ち向かっていくことが肝要です。また、巣ごもりの中では、会員誌「建築士」に連載のCPD講座での自習型認定研修(過去問を含めて)や日頃はできなかつたりリモートワークの修得に動してみたいと思います。

まずはスキルアップに努め、来るべき時に備えましょう。

～コロナ禍の中の建築士～

福祉委員長

長田正彦



この度、福祉委員長に就任致しました。前期からの継続となりますが改めてよろしく申し上げます。

コロナウイルスの影響により福祉委員会の主要行事である建築士会全国大会が順延となりスポーツ大会も今年は中止となってしまったことは、誠に残念であります。来年こそは事態が収束して、予定通りに実施できることを願っております。

福祉委員会の行事は、多くの建築士会員の皆様との交流の中で人とつながり、笑顔になれる機会でもありました。笑顔の多い人は健康で長生きしやすいと言われております。来年は一人でも多くの笑顔と出会えるよう、コロナ禍を乗り越えていきましょう。

コロナウイルスという歴史的な事件を経験する中で感じることは、コロナウイルスは人の健康を害するだけでなく、経済や社会も大きく変貌させるということです。ウイルスの影響で景気が一段と冷え込んでおり、日銀の地域経済報告でも景気判断が引き下げられました。訪日客需要が皆無といえる状況になり、今後は設備投資や雇用を抑える動きも広がり、景気への悪影響は長引くと感じております。再び、緊急

事態宣言が発出され、経済を止めることは非常に難しくなっており、これからは感染防止と社会・経済活動の両立が求められています。人の健康を守りつつ、社会生活と経済を維持していくために、コロナウイルスに対して建築の観点から、どのように役立てるかを考える時を迎えました。

働き方もオフィスの形態も更に変わっていくでしょう。通信などを含めた環境整備と共に住居やオフィス環境の変化が生まれています。働き方は様々で、企業規模や業種によっても異なり、ニーズに合わせ多くの選択肢を用意することが求められ、建築についても多くの変化が生まれます。また、ポストコロナを見据え東京一極集中から地方への分散が進み、山梨はどのように貢献できるのか、その受け皿になり得る為にも建築士として力が必要になります。

コロナについては日々新しい情報が取り上げられていますが、ウイズコロナという新常态の中で生活していくにはコロナを正しく知って、適切な対応を続けることが一番大切です。自粛はしても心まで萎縮する事なく、建築士会員が一丸となり組織の力をもって前向きに行動していきましょう。

編集委員長

星野正男



本年度から編集委員長となりました。

和田前委員長より力不足感は否めませんが一生懸命努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

編集委員会の仕事はいろいろありますが、大きな業務は年2回の会報誌である「建築士やまなし」企画編集です。ここ数年「建築士やまなし」はデジタル化が進んだ時代に紙メディアとして何を残していけるのかをテーマとしています。会員の動向や地域情報など、モニター越しでは伝わらないものを紙の冊子としてどう伝えていけるのか、あの手この手で改革を進めています。

例えば、今号の表紙では、齊藤康太郎(中巨摩支部)さんのスケッチを掲載させていただきました。私たちはCAD化された無機質な線で建物が作られていく時代に、手書きの柔らかい線で想いや感動を伝え残していく大切さも忘れてはいけない事と思うのです。

デジタル化と同じように、いきなり巻き込まれてしまったコロナ禍の中で、今回の編集委員会は、いつもの士会事務局のテーブルではなく、大きな会議室で行われました。ソーシャルディスタンスを取って離れて座った分、大きな声が必要で歯がゆい思いが残りました。ウイズコロナ時代に入ってしまった今、会議の進め方と共に、たおやかな新しい建築士(会)様式の構築も大きな課題だと感じています。

さて、「建築士やまなし」は、これからも試行錯誤をしながら柔軟に会員皆様に有用な紙面づくりを進めていく所存です。そのためにも私たち編集委員会では、皆様のご意見・情報・投稿・提案などお待ちしております。

(宛先：山梨県建築士会事務局 info@ykenchikushi.org)

～コロナ禍の中の建築士～

資格審査委員長

望月 雄二



令和2・3年度も引き続き資格審査委員長に就任させていただくことになりました。今まで以上にご支援賜りますよう、何卒お願い申し上げます。さて、今年度は7月5日に二級、7月12日に一級建築士の学科試験が実施され、無事に終了することができました。ご協力いただきました事務局及び会員の方々には心より感謝を申し上げます。

皆様もご存知の通り、新型コロナウイルスが拡大蔓延して、建築士試験の開催も危ぶまれていましたが、6月上旬ようやく建築技術教育普及センターから実施決定の連絡があり、準備に入りました。例年会場としていた山梨学院大学が感染予防の理由で借りられず、甲府工業高校での設営となりました。1クラス18名程度の席しか確保できず、8クラスに分けて受験のため、試験監理員も通常の3倍の人員体制でお願いしました。受付の検温から試験前後の机・椅子の消毒など作業量も多く、また換気や受験生との接触にも気遣いながらの対

応、更に2週続いた日曜日の返上で、大変なご苦勞をお掛けしたと思っております。

おそらく全国の他会場では、もっと深刻な状況下で試験運営をされたのではないのでしょうか。7月に入ってから、落ち着きかけていた感染が再拡大し始め、特に東京は連日200人超えの陽性者が確認され、隣県の神奈川・埼玉・千葉でも増加しています。また、7月3日に九州地方で豪雨災害が発生、その後も梅雨前線が停滞したまま、岐阜や長野、中国地方でも河川氾濫、土砂崩落により多大な被害が続いて起きているのが現状です。

初めて直面する感染症の脅威もありますが、毎年多発する地震や台風、集中豪雨など自然災害にも対処しなければなりません。国も、企業も、そして個人も経済優先の社会活動を見直す時期が来ているのではないかと痛感しております。同時に我々が建築士として新たな社会創生にどのように寄与するか、真価が問われる時でもあります。

まちづくり委員長

進藤 哲雄



長い事まちづくり委員長をやらせていただいておりますが、そろそろ後任の人を考えなければと思っておりますが、

建築設計4団体合同プロジェクト MAP2040が本格的に始動いたします。今回のテーマは「アフターコロナ REBORN YAMANASHI」です。建築雑誌などでコロナに対する取り組みがハード面で取り上げられていますが、今回のコロナ騒動はもっと深いところで大きな変化をもたらすものだと考えております。経済の右肩上がり当たり前で、東京一極集中の今までのシステムが根本的に問われて、新しい経済の在り方や生活様式が模索されています。この機会に山梨をどうしたら良いかという事を本気で考えたいと思っております。誤解を恐れずに言うと「これから10年後定住人口10万人増、20年後には山梨県人口は100万人になる」と考えてまちづくりを考えていかなければならないと思います。以前もそうでしたが、過密化し

た東京では職場も住宅もコロナにより大きく変わり、人も企業も脱東京組が大きく増えると考えます。当然、単に人口が増える事が良いわけではありませんが、新しい生活様式に即した山梨の良さを活かした地域づくりができればと考えています。建築士会も含む4会合同プロジェクトでは、行政や経済界では踏み込めない具体的な提案を作成して、この大変な事態であるコロナ禍に対して前向きな活動をしていきたいと思っております。まだ試案ですが「1市町村1本社機能誘致構想、新しい生活様式に即した定住者移住促進計画、それらを上手く機能させる為のインフラ整備とコミュニティプラットフォームの構築」などです。行政や大学とも連携して概要は年内に、提案書は年度内にまとめたいと考えております。コロナ禍の中の建築士の役割に前向きに対応したいと考えている会員の方は是非MAP2040にご参加ください。

～コロナ禍の中の建築士～

青年部会部長

小田切 崇



業務の先輩に誘われ2003年関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会千葉大会（関プロ大会）に参加したのが、青年部との初めての関わりでした。それからあまり活動に参加できておりませんでした。2016年、清里・清泉寮で開催された関プロ山梨大会の実行委員会スタッフとなったのをきっかけに、積極的に青年部活動へ参加する（させられた？）事となりました。

活動に参加し多くの建築士の方々と接する事で、青年部活動は仲間が増え知識も得られる自己研鑽を積む貴重な場になるのだと悟り、できる範囲ではあります。有意義な活動をさせていただいております。このような私ではありますがこの度、青年部長という大役を仰せつかる事となりました。至らない点が多々あるかと思いますが、諸先輩方が築いてこられた伝統を大切に、清里での関プロ大会の団結力を糧に仲間と協力し、微力ではございますが青年部を盛り立てていく所存であります。皆様方には、これまで以上のご支援ご協力をいただければ幸いです。

昨今、新型コロナウイルスの影響により、先が見えない不安な状況が続いています。青年部活動においても様々な影響が出ております。本来ですと6月に行わ

れる関プロ茨城大会が順延予定、来年度もどのような開催になるか未確定であります。県内活動では、毎年一般向けに建築士会を知っていただく場として開催していた夏のワークショップも中止、楽しみにしていた秋のグラウンドゴルフ大会も順延となっています。また、一昨年から青年部主催で開催しております「山梨県建築士の集い」についても、通常開催は見込めないのではと懸念している所でございます。

自然災害も年々甚大になっており、考えれば考えるほど暗い気持ちになってしまうのですが、先が見えないこんな時だからこそ、できる事があるのではないかと考えます。青年建築士にできる事は何かを念頭に置き、勉強会・見学会・地域と関わる活動・これからの青年部会のあり方等、知恵を絞って有益な活動を発信していきたいと思っております。

最後に、これまで青年部活動に関わった事がない若き建築士の皆様、「できる範囲」で構いませんので活動に参加してみませんか？どのような形でも良いので、関わってみてください。きっと得られるものがあるはず。もちろん「積極的」に参加していただいても構いませんよ！宜しくお願い致します。



～コロナ禍の中の建築士～

第3回 山梨県建築士の集い 実行委員長

関ブロ青年協副会長（山梨選出理事） 長坂 治

〔関ブロ青年協の変化と、

第3回 山梨県建築士の集い報告〕

目の当たりにする新型コロナでの社会変化は著しく自然災害も重なり、自分には想像もつかないほどの悲しみや苦しみ、日々のニュースや遠くの友の声からも感じ取っているところです。感染予防対策が厳重にならざるを得ず、日常活動の停滞で免疫低下などが心配される現実に、予防も感染だけでなく多面的に考え対策する必要性を感じるなど、悩ましい日々を送っております。

関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会（以下関ブロ青年協）も、茨城大会の開催の是非の調整に難航し、様々なお知らせが出来てないことをお詫び申し上げます。会の根幹を見つめ直し、青年協理事が自らをみつめ反省を重ね、オンライン会議などで調整が続いています。関ブロ大会と青年協理事会に、引き続きご指導ご協力をお願いいたします。

「第3回山梨県建築士の集い」は新型コロナが広がりつつあり開催も悩んだ令和2年2月22日、石和温泉郷糸柳さんに会場をお借りし開催できたこと、会長はじめ役員の皆様、石和・中巨摩の幹事支部の皆様を始め各支部青年部長様、女性部の皆様、ご協力してくださった全ての皆様にお礼申し上げます。

当日の内容である、建築士をとりまく活動の内容や講演については、当日資料のPDFなどをホームページにも掲載していますのでご覧ください。今回は、地域実践活動報告と同時開催の勉強会のどちらでも、山梨県県土整備部景観づくり推進室のご協力の下、景観づくり推進室の活動紹介と、山梨県景観アドバイザーの菅原大輔氏の講演により、景観について多面的に触れられる機会となりました。

山梨で関ブロと同じく、青年建築士として将来の建築士のあり方を問い、様々な枠を超え次世代を育むこの「山梨県建築士の集い」活動です。多様な方に、準備の折から関わっていただくことで、ともに楽しみつつ将来を描いていただけたらと思います。



～コロナ禍の中の建築士～

女性部会部長

松浦 芳恵



前年度から引き続き女性部の部長となりました松浦芳恵です。

コロナの影響・・・女性部では毎年恒例となっている「山梨探訪」の中止から始まりました。まさかここまで続くとは思っていませんでした。今では、福岡で行われるはずだった全国女性協議会、広島で行われるはずだった全国大会、グラウンドゴルフ大会、全てが来年に延期です。そして楽しみにしていたオリンピックも。とても残念です。

それでも現場の方は進んでいます。お客様との打ち合わせもできる限りの注意を払って行います。一番心配なのは小さいお子様が感染してしまうこと。私が新型コロナウイルスに感染して周辺に迷惑をかけてしまったら困ると思い、夜外に出てお酒を飲むこと

や、遊ぶことを我慢して過ごしています。でもそんな生活はつまらない、寂しいなどと思っています。

そんな中先日、二級建築士、一級建築士の試験がありました。私も試験監理員として参加させていただきました。無事行われたことも、頑張っている方々を見ることも、建築士の仲間と過ごす時間も嬉しいことでした。

当たり前のことが当たり前に来ることの幸せ。今はしみじみと感じています。早く皆で会って顔を見てゆっくりと語り合う、美味しいものを食べる、楽しい旅行に行く、そんな時間を過ごせたら・・・と思う毎日です。

今年度はゆっくりとしたスタートとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

女性部会副部長

塩澤 礼子



皆さまもコロナ禍で働き方の変化を余儀なくされているとお察しいたします。

勤め先である工務店での動きをお話します。見えない敵との戦いは1月より、設備部材等の確保からはじまりました。毎週メーカーと連絡を取り、動きを確認し、早め早めの部材発注を心掛け問題をクリアしました。そして、働き方の見直しとして、社内を密な状態にならぬよう2チームに分け、交代のシフト制に業務体制を変更しました。毎日の検温チェック・消毒・手洗いうがいを徹底し、インターフォンを設置し、いくつかのルールを設定し、外部との無防備な接触をできるだけ避けるように努力しました。テレワークの実施は幼い子供のいるスタッフのみでした。

社内外のコミュニケーションは、ZOOMを利用し、打合せ等を行ってきました。図面チェック・共有はPDFの編集から行い、以前から言われていた「ペーパーレス」は格段に進んだように思います。

お客様とのお打合せでは、できる限りの対策をすることで、安心してご来社いただくこと。そして打合せは

女性部会副部長

齋藤 亜紀子



短時間で有意義なものとなるよう、資料の準備はもちろん、打合せ方法、共通のツールの作成・見直しなどを行いました。

職人さんの現場での動きに大きな変化はありませんが、会社のシフト制に理解していただくと共に、仕事外での行動の自粛、場合によっては現場を急に閉める可能性もあるので道具の管理を各自ご注意くださいなど、文章で通達してきました。

今回の未曾有の事態で、改めて今までの業務内容を見直し、無駄な業務の発見や時間のスリム化に繋がられました。限られた時間の中での確かな目標設定を行い、目標実現できるやり方を考えて、行動することが大切。それを訓練する機会になっていると思います。

衛生面でのコロナ対策は、個人としての考えは様々ですが、より過敏な考えに合わせる方が良いと思っています。まだまだ抜け出すまでには時間がかかりそうです。上を向いて、働き方改革を進める時とも考え、まい進していきます。

県からのお知らせ

山梨県県土整備部建築住宅課

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/index.html>

◆被災建築物応急危険度判定士の登録期限切れの方は、再登録をお願いします。◆

大規模な地震により被災した建築物に対する応急危険度判定は、地震発生後、速やかに活動を開始することが求められ、かつ、短期間でより多くの建築物の判定を行う必要があることから、県では、1,500人の判定士の確保を目標としています。年々登録者数が減少している状況です。

要因としては、5年ごとに行っていただく更新手続きがされないまま、登録期限切れとなっている方々が多数いらっしゃる事があげられます。

登録期限切れとなっている方は、随時再登録することができますので、再登録へのご協力をお願いいたします。

なお、再登録の手続きは、「更新申請書」を提出いただくのみで、講習会の受講及び費用は不要となっておりますので、建築士会会員の皆様には、周囲の方にお声がけいただき、登録期限切れの方がいらっしゃいましたら、再登録をご案内いただきますようご協力をお願いいたします。

また、ホームページ「山梨県の応急危険度判定の体制について」で申請様式がダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/89524283217.html>（「山梨県 応急危険度判定」で検索）

（お問合せは、建築審査担当：055-223-1735まで）

◆ブロック塀等安全確保対策支援事業について◆

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震において、ブロック塀等の倒壊により小学生を含む2名の尊い命が失われる重大な被害が発生したことを受け、県では、倒壊の危険性があるブロック塀等の所有者に対して、安全点検を通じて注意喚起を促すとともに、耐震改修や除却などの安全確保に関する取り組みを促進するため、市町村と連携して、ブロック塀等の安全点検及び改修に係る補助制度を設けています。

補助対象となるブロック塀等については、市町村が定める避難路や通学路に面した、個人住宅に附属する補強コンクリートブロック造及び組積造の塀となります。

なお、補助制度の有無や補助金額の上限など、市町村によって異なる場合がございますので、補助制度の内容については、市町村にお問い合わせください。

会員の皆様には、建築等に関する相談や木造住宅の耐震診断の際、倒壊の危険性があるブロック塀等に気づいた場合には、専門的な観点から所有者に対して適切な助言をお願いします。

◆木造住宅の耐震化支援事業について◆

県では、木造住宅の耐震化を促進するため、会員の皆様のご協力を頂きながら、平成23年度より「耐震啓発ローラー作戦」を実施し、延べ2万戸を超える戸別訪問を実施して参りました。

しかしながら、依然として、改修工事に対する費用負担や煩わしさから耐震改修を実施しない所有者が多く、このままでは所有者の安全確保だけでなく、地域住民の救助・防災活動にも支障を来しかねない状況となっております。

今年度から、耐震診断を実施したものの、耐震改修に至っていない木造住宅の所有者を対象とした戸別訪問も実施しており、会員の皆様には、積極的に耐震化の必要性や補助制度の周知を行って頂き、安全・安心なまちづくりの実現に向けてご協力をお願いします。

◆定期報告制度について◆

建築基準法第12条の規定に基づく特定建築物等の定期報告について、令和2年度の対象建築物は次のとおりです。

- ① 観覧場、公会堂、集会場
- ② 旅館、ホテル
- ③ 博物館、美術館、図書館、スポーツの練習場など

建築設備、防火設備については、毎年、報告を行う必要があります。

また、ブロック塀等や看板についても特定建築物の調査項目として、安全性を確認することになっておりますので、確実に点検を行っていただき、安全性が確認できない場合は、所有者又は管理者に対して適切な助言をお願いします。

◆空き家率日本一の山梨県で空き家活用ビジネス!◆

県では、山梨県で空き家活用ビジネスを検討している事業者向けの相談窓口を設置するとともに、地域課題解決や地域活性化等に資する空き家活用事業を認定する制度を創設し、認定事業者に空き家情報の提供などの支援を実施しています。また、具体的な空き家活用に結びついた際には、空き家所有者に対し改修費を補助する制度をご活用いただけます。詳しくは、以下のホームページにてご確認ください。

■山梨県HPアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/ju-taisaku/pppakiya.html>